

附錄 市制及關係法令

條第一項又ハ町村制第二十九條第一項ノ報告ニ開票録ノ寫ヲ添附ス

第二十二條 市制第二十三條ノ第二項乃至第八項並ニ町村制第二十條

第二十三條 市制第二十四條第一項及第二項並ニ町村制第二十一條第一項

第二十四條 市制第二十七條ノ二、二十七條ノ三及第二十九條並ニ町村制第二十四條ノ二、第二十四條ノ三及第二十六條ノ規定ハ開票分會ニ於ケル開票ニ之ヲ準用ス但シ市制第二十三條ノ第二項及第七項中選舉人名簿ニ登錄セラレタル者トアルハ開票分會ノ區別内ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者トス

第二十五條 市制第八十二條第三項ノ市ハ其ノ區ヲ以テ選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ市制第二章第一款(第十六條第三項ノ規定ヲ除ク)

第二十六條 市制第二十五條ノ四又ハ町村制第二十二條ノ四又ハ町村制第二十二條ノ四ノ事由ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶總噸數二十噸未滿ノ船舶及端舟其ノ他構櫓ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓ヲ以テ運轉スル舟ヲ除クノ外日本船舶(内地以外ニ船籍港ヲ定ムルモノヲ含ム以下之ニ同シ)ノ船員又ハ其ノ船舶ニ乘務スルノ常況ニ在ル者船内從業中ナルヘキコト

二 前號ノ船舶ヲ除クノ外日本船舶ニシテ總噸數五噸以上ノモノノ船員又ハ其ノ船舶ニ乘務スルノ常況ニ在ル者船内從業中ナルヘキコト

三 鐵道列車ニ乘務スルノ常況ニ在ル鐵道係員、郵便取扱員其ノ他ノ者鐵道列車ニ乘務中ナルヘキコト

四 選舉事務、選舉會場若ハ投票分會場ノ監視、選舉取締其ノ他選舉ニ關係アル職務ニ從事スル者其ノ投票區域外ニ於テ職務ニ從事中ナルヘキコト

五 陸海軍軍人演習召集中又ハ教育召集中ナルヘキコト

六 鐵道係員タル軍屬海上勤務中ナルヘキコト

七 引續キ十日以上其ノ投票區域ノ屬スル都市(其ノ投票區域カ支廳長管轄區域ニ屬スル場合ニ於テハ其ノ支廳長ノ管轄區域)外ニ於テ職務又ハ業務ニ從事スルヲ例トスル者其ノ投票區域ノ屬スル都市(其ノ投票區域カ支廳長管轄區域ニ屬スル場合ニ於テハ其ノ支廳長ノ管轄區域)外ニ於テ職務又ハ業務ニ從事中ナルヘキコト

前項第七號中郡トアルハ府縣制ニ謂フ從前郡長ノ管轄シタル區域トス

第二十三條 選舉人前條第一項ニ掲ケタル事由ニ因リ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場又ハ投票分會場ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキトキハ各左ニ掲ケル期間内ニ自ラ其ノ屬スル投票區域ノ選舉長又ハ投票分會長ニ就キ其ノ旨ヲ證シテ投票用紙及投票用封筒ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

一 前條第一項第一號又ハ第五號乃至第七號ニ掲ケル事由ニ關スルトキハ選舉ノ期日ヲ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日ノ前日迄

二 前條第一項第二號乃至第四號ニ掲ケル事由ニ關スルトキハ選舉ノ期日ノ前日ヨリ選舉ノ期日ノ前日迄但シ選舉ノ期日ノ告示前ハ此ノ限ニ在ラス

點字ニ依リ投票ヲ爲サントスル選舉人ハ前項ノ請求ヲ爲スト同時ニ選舉長又ハ投票分會長ニ對シ其ノ

市制町村制施行令

旨ヲ申立ツヘシ

第二十四條 選舉人前條ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ併シテ其ノ證明書ヲ提出スヘシ但シ第二十二條第一項第五號ニ掲ケル事由ニ基ク事項ニ付テハ選舉ノ期日カ召集期間中ナル場合ニ限り召集令狀ノ提示ヲ以テ證明書ノ提出ニ代フルコトヲ得

一 第二十二條第一項第一號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ船員ニ在リテハ管海官廳(管海官廳ニ準スヘキモノヲ含ム)又ハ船長(船長ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下之ニ同シ)其ノ他ノ者ニ在リテハ各所屬ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主

二 第二十二條第一項第二號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ各所屬ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主

三 第二十二條第一項第三號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ鐵道係員ニ在リテハ各所屬ノ車掌所主任

三九

機關車主任電車庫主任(地方鐵道ニ在リテハ各之ニ該當スル者)郵便取扱員ニ在リテハ各所屬ノ郵便局長、其ノ他ノ者ニ在リテハ各所屬ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主

四 第二十二條第一項第四號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ各所屬ノ官署ノ長

五 第二十二條第一項第五號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ其ノ所屬ノ部隊若ハ陸上海軍各部(陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依ル)ノ長又ハ所屬ノ艦船ノ長

六 第二十二條第一項第六號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ其ノ所屬ノ艦船ノ長

七 第二十二條第一項第七號ニ掲ケタル事由ニ關シテハ各所屬ノ官署若ハ議會ノ長又ハ其ノ者ノ業務主

前項ノ規定ニ依リ證明書前項ノ證明書ノ交付ノ請求ヲ受ケタル場合

三九

附錄 市制及關係法令

ニ於テ該當事項アリト認ムルトキハ直ニ證明書ヲ交付スヘシ
選舉人正當ノ事由ニ因リ第一項ノ證明書ヲ提出スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ選舉長又ハ投票分會長ニ説明スヘシ
第二十五條 選舉長又ハ投票分會長第二十三條及前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ投票用紙及投票用封筒ノ交付ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ直ニ其ノ選舉ニ用フヘキ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ニ對照シ當該選舉人カ第二十二條第一項ニ掲グル事由ノ一ニ因リ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場又ハ投票分會場ニ到リ投票ヲ爲シ能ハスト認ムルトキハ投票用紙及投票用封筒ヲ直ニ選舉人ニ交付スヘシ
前項ノ場合ニ於テ第二十三條第二項ノ申立ヲ爲シタル選舉人ニ交付スル投票用紙ニハ點字投票ナル旨ノ印ヲ捺捺スヘシ
第二十六條 選舉人前條ノ規定ニ依リ投票用紙及投票用封筒ノ交付ヲ

受ケタルトキハ直ニ當該選舉長又ハ投票分會長ノ管理スル投票記載ノ場所ニ於テ自ラ投票用紙ニ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シ之ヲ投票用封筒ニ入レ封緘シ投票用封筒ノ表面ニ其ノ氏名ヲ記載シ直ニ之ヲ選舉長又ハ投票分會長ニ提出スヘシ
前項ノ場合ニ於テ選舉長又ハ投票分會長ハ關係市町村吏員ヲシテ之ニ立會ハシムヘシ
第二十七條 選舉長又ハ投票分會長前條第一項ノ規定ニ依リ投票ヲ受領シタルトキハ投票用封筒ノ裏面ニ投票ノ年月日及場所ヲ記載シ前條第二項ノ規定ニ依リ立會人ト共ニ之ニ署名シ其ノ儘投票ヲ保管スヘシ前條第一項ノ規定ニ依リ投票ヲ受領シタル後投票區域ニ異動アリタルニ因リ他ノ投票區域ニ屬スルニ至リタル選舉人ノ投票ハ選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ新ニ選舉人ノ屬スル投票區域ノ選舉長又ハ投票分會長ニ送致スヘシ

選舉長又ハ投票分會長投票時間終了迄ニ前項ノ規定ニ依リ投票ノ送致ヲ受ケタルトキハ送致ニ用ヒラレタル封筒ヲ開披シ投票ハ其ノ儘之ヲ保管スヘシ
第二十八條 選舉長又ハ投票分會長ハ第二十三條乃至前條ノ規定ニ依リ手續ニ關スル願末書ヲ作成シ之ニ署名シ選舉錄又ハ投票錄ニ添附スヘシ
市町村長ハ市制第三十二條第一項又ハ町村制第二十九條第一項ノ報告ニ前項ノ願末書ヲ寫ヲ添附スヘシ
第二十八條ノ二 第二十七條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ保管スル投票ハ選舉ノ當日投票函閉鎖前市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依リ其ノ受理如何ヲ決定スヘシ
前項ノ決定アリタルトキハ選舉會ニ於テ受理スヘカラスト決定セラレタル投票ヲ除ク外選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ投票用封筒

四〇

ヲ開披シ其ノ點字投票ナル旨ノ印ヲ捺捺シタル投票用紙ヲ用ヒタル投票ニ付市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依リ其ノ拒否ヲ決定スヘシ
第一項ノ規定ニ依リ受理スヘシト決定セラレ且前項ノ規定ニ依リ拒否ノ決定ヲ受ケサル投票ハ選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ投票分會場ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ受理スヘカラスト決定セラレタル投票又ハ前項ノ規定ニ依リ拒否ノ決定ヲ受ケタル投票ハ投票分會長ニ於テ更ニ之ヲ其ノ投票用封筒ニ入レ假ニ封緘ヲ施シ其ノ表面ニ第一項ノ規定ニ依リ受理ノ決定又ハ前項ノ規定ニ依リ拒否ノ決定アリタル旨ヲ記載シテ之ヲ投票分會場ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ受理スヘシ
投票分會場ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ受理ノ決定又ハ第二項ノ規定ニ依リ拒否ノ決定アリタル投票ハ市制第二十七條ノ二第二項及第三項又ハ町村制第二十四條ノ二第二

項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ市制第二十五條ノ三第二項及第四項又ハ町村制第二十二條ノ三第二項及第四項ノ投票ト看做ス
第二十八條ノ三 選舉長又ハ投票分會長投票時間終了後第二十七條第二項ノ規定ニ依リ投票ノ送致ヲ受ケタルトキハ送致ニ用ヒラレタル封筒ヲ開披シ投票用封筒ノ裏面ニ受領ノ年月日時ヲ記載シ其ノ投票分會長ノ送致ヲ受ケタル投票ハ投票分會長ニ送致スヘシ
第四章 市會議員ノ選舉運動及其ノ費用並ニ公立學校等ノ設備ノ使用
第二十九條 (昭和十年七月) 選舉委員ハ議員候補者一人ニ付議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登

録セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數千以上ナルトキハ八人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通シテ二十人)ヲ、千未満ナルトキハ五人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通シテ十五人)ヲ超ユルコトヲ得
選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合又ハ市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ選舉委員ハ前項ノ規定ニ依リ定數ヲ超エサル範圍内ニ於テ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)ノ定メタル數ヲ超ユルコトヲ得ス
府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ前二項ノ規定ニ依リ選舉委員ノ定數ヲ告示スヘシ(昭和十年七月勅令第七十五號改正)
第三十條 選舉運動ノ爲ニ用スル勞務者ハ議員候補者一人一日ニ付議員ノ定數選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於

市制町村制施行令

四一

テハ當該選舉區ノ選舉人名簿ニ確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數千以上ナルトキハ八人ヲ超コトヲ得ス
 前條第二項及第三項ノ規定ハ選舉運動ノ爲メ使用スル勞務者ニ之ヲ準用ス(昭和十年七月十五號改正)

第三十一條 選舉運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各號ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス
 一 議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモハ三百圓トス(昭和十年七月十五號改正)

二 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額但シ三百圓未滿ナルモハ三百圓トス(昭和十年七月十五號改正)

該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘シテ得タル額(同上本號改正)

第三十二條 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準シテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認ムルトキハ之ヲ減額スルコトヲ得

第三十三條 市町村吏員其ノ管掌ニ屬スル現金、證券其ノ他ノ財產ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムヘシ但シ避クヘカサル事故ニ原因シタルトキハ他ノ者ノ使用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ怠ラサリシトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スヘシ

議員選舉ニ之ヲ準用ス(昭和十年七月勅令百七十五號本條改正)

第五章 市町村吏員ノ賠償責任及身元保證

第三十三條 市町村吏員其ノ管掌ニ屬スル現金、證券其ノ他ノ財產ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムヘシ但シ避クヘカサル事故ニ原因シタルトキハ他ノ者ノ使用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ怠ラサリシトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スヘシ

第三十四條 收入役、副收入役若ハ收入役代理者又ハ收入役事務ヲ兼掌スル町村長若ハ助役市制第九條第二項又ハ町村制第九條第二項ノ規定ニ違反シテ支出ヲ爲シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償セシムヘシ區收入役、區副收入役又ハ區收入役代理者ニ付亦同

第三十五條 市町村吏員其ノ執務上

必要ナル物品ノ交付ヲ受ケ故意又ハ怠慢ニ因リ之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムヘシ

第三十六條 前三條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市町村ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スヘシ
 市制第六十條第一項乃至第三項又ハ町村制第四十條第一項乃至第三項ノ規定ハ第一項及第二項ノ訴願及訴訟ニ之ヲ準用ス
第三十七條 賠償金ノ徵收ニ關シテハ市制第三十一條又ハ町村制第一百十一條ノ例ニ依ル
第三十八條 市町村吏員ニ對シ身元保證ヲ徵スルノ必要アリト認ムル

市制町村制施行令

トキハ市町村ハ其ノ種類、價格、程度其ノ他必要ナル事項ヲ定ムヘシ

第三十九條 本章中市町村ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市ノ區及市制第四百四十四條ノ市ノ一部及町村制第四百二十四條ノ町村ノ一部ニ之ヲ準用ス

第六章 分擔金ノ徵收
(昭和十五年四月)

第四十條 分擔金ハ市制第二百二十二條又ハ町村制第二百二條ノ財產、營造物又ハ事件ニ關シ必要ナル費用ニ充ツル爲メ之ヲ徵收ス(昭和十五年四月勅令第二百三十四號追加)
 分擔金ノ徵收額(數年ヲ期シテ徵收スルトキハ其ノ總額)ハ市制第二百二十二條又ハ町村制第二百二條ノ財產、營造物又ハ事件ニ因ル受益ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス(同上)
 地方稅法第十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ課稅ヲ爲シ若ハ市町村ノ一部ニ課稅ヲ爲シ又ハ同法第七十八

條ノ規定ニ依リ水利地益稅ヲ課シ若ハ同法第七十九條ノ規定ニ依リ共同施設稅ヲ課スルトキハ同一事件ニ關シ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得ス(同上)

分擔金ノ徵收ヲ受クル者ノ範圍及其ノ徵收方法ハ市町村ニ於テ之ヲ定ム(同上)

第四十一條乃至第五十八條 削除
(昭和十五年四月)

第七章 市町村ノ監督
(昭和十五年四月)

第五十九條 左ニ掲クル事件ハ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ(昭和四年六月勅令第八十六號改正)
 一 市町村會議員ノ定數増減ニ關スル條例(著シク人口ノ増減アリタルニ因ル町村會議員ノ定數増減ニ關スル條例ヲ除ク)ヲ設ケ又ハ改正スルコト
 二 市會議員選舉區ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改正スルコト
 三 町村制第四十五條第三項ノ規定ニ依リ議長及其ノ代理者ヲ置クコトニ關スル條例ヲ設ケタルコト

附錄 市制及關係法令

四 名譽職市長又ハ市參與ヲ置ク
コトニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改
正スルコト

第五十九條ノ二 左ニ掲ケル事件ハ
內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ク
ヘシ(昭和四年六月勅令第百八十
六號追加、昭和八年十月勅令第
百八十六號改正)

一 水道(大正十年勅令第三百三
十一條第一號ニ該當スルモノヲ
除ク)、下水道、電氣、瓦斯、鐵
道、軌道及自動車道ニ中央卸賣
市場法ニ依ル市場ノ使用料ニ關
スルコト(昭和十四年二月勅令
第三十四號改正)

二 据置期間ヲ通シ償還期限二年
度ヲ超ユル市町村債及借入ノ翌
年度ニ於テ借入金ヲ以テ償還ス
ル市町村債ニ關スルコト(昭和
八年十月勅令第百八十六號改
正)

前項第二號ニ掲ケル事件ト雖モ左
ニ掲ケルモノニ付テハ前項ノ規定

ヲ適用セズ
(同上追加、昭和十五年四月
勅令第百三十四號改正)

一 傳染病豫防費又ハ急施ヲ要ス
ル災害復舊工事費ニ充ツル爲借
入ル市町村債

二 小學校舎ノ建築、増築、改築
其ノ他小學校設備ノ費用ニ充ツ
ル爲借入ル市町村債ニシテ据
置期間ヲ通シ償還期限十年度ヲ
超ユサルモノ

三 前二號ニ掲ケル市町村債ノ起
債ノ方法利息ノ定率又ハ償還方
法ノ變更

四 市町村債又ハ市町村債ノ起債
ノ方法、利息ノ定率若ハ償還方
法ノ變更ニシテ內務大臣及大藏
大臣ノ指定スルモノ

第六十條 左ニ掲ケル事件ハ監督官
廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ
(昭和八年十月勅令第百八十六號
追加)

一 耕地整理又ハ區劃整理ノ爲市
町村又ハ市制第六條ノ市ノ區ノ
境界ヲ變更スルコト但シ關係ア
ル市町村會又ハ區會ニ於テ意見

ヲ異ニスルトキハ此ノ限ニ在ラ
ス(同上)

二 所屬未定地ヲ市町村又ハ市制
第六條ノ市ノ區ノ區域ニ編入ス
ルコト但シ關係アル市町村會又
ハ區會ニ於テ意見ヲ異ニスルト
キハ此ノ限ニ在ラス(同上)

三 公告式、印鑑、書類送達、諸
證明、市町村ノ一部ノ區會又ハ
區總會ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ
改廢スルコト(同上)

四 公會堂、公園、水族館、動物
園、植物園、鐵泉、浴場、共同
宿泊所、消毒所、產婆、胞衣及
産穢物燒却場、幼兒保育場、商
品陳列所、勸業館、農業倉庫、
殺雞乾燥場、種畜、牛馬種付所
覽獸解剖場、獸醫、土屋、荷揚
場、貯木場、土砂採取場、石村
採取場、農具ノ管理及使用竝ニ
使用料ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ
改廢スルコト(同上)

五 手数料、加入金、延滞金及積

立金般等ニ關スル條例ヲ設ケ又
ハ改廢スルコト(同上)

六 市町村稅ニ關スル條例(地方
稅法第二十一條第二項、及第三
項第二十三條第一項並ニ第六十
五條第二項ノ條例ヲ除ク)ヲ設
ケ又ハ改廢スルコト但シ地方稅
法及地方稅法施行令ニ依リ監督
官廳ノ許可ヲ要スル事項ニ關ス
ルトキハ此ノ限ニ在ラス(昭和
十五年四月勅令第百三十四號
改正)

七 使用料、分擔金又ハ委員ニ關
スル條例ヲ廢止スルコト(昭和
四年六月勅令第百八十六號追
加)

八 三年度ヲ超エサル繼續費ヲ定
メ又ハ其ノ年內ニ於テ之ヲ變
更スルコト

九 繼續費ヲ減額スルコト

一〇 市町村債ノ借入額ヲ減少シ
又ハ利息ノ定率ヲ低減スルコト
(昭和四年六月勅令第百八十六
號)

號改正)

一 市町村債ノ借入先ヲ變更シ
又ハ債券發行ノ方法ニ依ル市町
村債ヲ其ノ他ノ方法ニ依ル市町
村債ニ變更シ若ハ債券發行ノ方
法ニ依ラサル市町村債ヲ債券發
行ノ方法ニ依ル市町村債ニ變更
スルコト(昭和八年十月勅令第
二百八十六號改正)

二 市町村債ノ償還年限ヲ短縮
シ又ハ其ノ償還年限ヲ延長セス
且利息ノ定率ヲ高メ又ハ低メシ
テ若シ若ハ繰上償還ヲ爲スコト
但シ外資ニ依リタル市町村債ノ
借替又ハ外資ヲ以テスル借替ニ
付テハ此ノ限ニ在ラス(同上)

三 市町村債ノ償還年限ヲ延長
セスシテ不均等償還ヲ元利均等
償還ニ變更シ又ハ年度內ノ償還
期若ハ償還期數ヲ變更スルコト

四 府縣ノ基金若ハ資金又ハ市
町村ニ轉貸ノ爲主務大臣ノ許可
ヲ得テ借入レタル府縣債ノ收入
金ヨリ借入ル市町村債ヲ起シ

及其ノ起債ノ方法利息ノ定率又
ハ償還方法ヲ變更スルコト(同
上追加)

一五 市町村債ニ關スル條例ヲ設
ケ又ハ改廢スルコト(昭和四年
六月勅令第百八十六號追加、昭
和八年十月勅令第百八十六號
改正)

第八章 市制第六條ノ市ノ區

第六十一條 府縣知事ハ市會ノ意見
ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ市
條例ヲ設定シ新ニ區會ヲ設ケルコ
トヲ得

第六十二條 區内ニ住所ヲ有スル市
公民ハ總テ區會議員ノ選舉權ヲ有
ス但シ公民權停止中ノ者又ハ市制
第十一條ノ規定ニ該當スル者ハ此
ノ限ニ在ラス

第六十三條 區會議員ノ選舉權ヲ有
スル市公民ハ區會議員ノ被選舉
權ヲ有ス

在職ノ檢察、警察官吏及收稅官吏
ハ被選舉權ヲ有セズ

選舉事務ニ關係アル官吏及市ノ有

附録 市制及關係法令

給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス 市ノ有給ノ吏員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ所屬區ノ區會議員ト相兼スルコトヲ得ス

第六十四條 區會議員ハ市ノ名譽職トス

依リ選舉セラレタル議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス 第六十五條 區會ノ組織及區會議員ノ選舉ニ關シテハ前數條ニ定ムルモノノ外市制第十三條、第十七條及第二十條乃至第三十九條並ニ本令第七章乃至第二十章、第三章及第四章ノ規定ヲ準用ス但シ市制第十三條第四項ノ規定ノ準用ニ依ル市條例ノ設定ニ付テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵スヘク、市制第三十二條及第三十四條ノ規定ノ準用ニ依ル報告ハ市長ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第六十六條 削除(昭和十年七月勅令第七十五號)

第六十七條 區會ノ職務權限ニ關シテハ市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

テハ區會ノ職務ハ市會之ヲ行フ 第六十九條 市ハ區會ノ意見ヲ徵シ區ノ營造物ニ關シ市條例又ハ市規則ヲ設ケルコトヲ得 市制第二百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス 區ハ前二項ノ市條例ノ定ムル所ニ依リ區ノ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ過料ヲ科スルコトヲ得 第七十條 區ハ其ノ財產及營造物ニ關シ必要ナル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ 前項ノ支出ハ區ノ財產ヨリ生スル收入、使用料其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入ヲ以テ之ニ充テ仍テ不足アルトキハ市ハ市費ヲ以テ之ニ充ツヘシ(昭和十五年四月勅令第二百三十四號改正)

第七十一條 前數條ニ定ムルモノノ外區ニ關シテハ市制第十四條、第一百十五條、第三十條、第四十一條、第一項、第三十條、第四十一條乃至第九項及第三百三十三條乃至第六十八條 區會ヲ設ケザル區ニ於

百四十三條並ニ本令第一條乃至第四條ノ規定ヲ準用ス但シ第三百三十三條第三項中市參事會トアルハ區會、第四百四十一條第二項中名譽職參事會員トアルハ區會議員トス(昭和十五年四月勅令第二百三十四號改正)

第七十二條 區ノ監督ニ付テハ市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

第九章 雜則

ハ町村條例ニ準スヘキモノニ適用ス 北海道ニ設ケタル區域ノ境界ニ涉リ市ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ新ニ市ノ區域ニ屬シタル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ハ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市ノ市長之ヲ調整スヘシ(昭和十一年一月勅令第二百六十號追加) 前項ノ選舉人名簿ニ關シ市制第二十一條乃至第二十一條ノ五ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ北海道廳長官ニ於テ其ノ期日又ハ期間ヲ定ムヘシ但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス(同上) 前項ノ規定ニ依リ期日又ハ期間ヲ定メタルトキハ北海道廳長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ(同上) 市ノ區域ノ境界ニ涉リ北海道二級町村ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テハ市長ハ其ノ市ニ於ケル選舉人名簿中新ニ町村ノ區域ニ

屬シタル區域ニ係ル部分ヲ抹消スヘシ(同上) 附則 本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ其ノ他ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス 明治四十四年勅令第二百四十號 明治四十四年勅令第二百四十一號 明治四十四年勂令第二百四十四號 明治四十四年勅令第二百四十五號 明治四十四年勅令第二百四十八號 大正十年勅令第四百六十八號 大正十年勅令第四百七十二號 從前ノ規定ニ依ル手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス 大正十年勅令第四百二十二號第二條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ノ申請ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ許可ヲ得サルモノハ之ヲ本令第五十九條ノ規定ニ依リ府縣知事ニ爲シタル許可ノ申請ト看做ス

市制町村制施行令

附錄 市制及關係法令

大正十五年市制中改正法律又ハ同年町村制中改正法律中選舉ニ關スル規定ノ施行セラレタル市町村及未タ施行セラレタル市町村ノ區域ノ境界ニ涉リ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ右選舉ニ關スル規定ノ施行セラレザル市町村ノ區域ニ屬シタル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ハ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市町村ノ市町村長之ヲ調製スヘシ此ノ場合ニ於テハ大正十五年市制中改正法律附則第二項又ハ同年町村制中改正法律附則第四項ノ例ニヨル明治四十四年勅令第二百四十五號第四條又ハ大正九年勅令第六十八號第四條ノ規定ニ依リ爲シタル決定又ハ裁決ニ對スル訴願又ハ訴訟ノ提起期間ハ決定又ハ裁決アリタル日ヨリ起算ス

從前市參事會若ハ町村會ノ決定ニ付セラレタル申請又ハ府縣參事會ニ於テ受理シタル訴願ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ決定又ハ裁決ナキモノニ付テハ第三十六條第三項並ニ第五十七條第二項及第六項ノ期間ハ同年七月一日ヨリ起算ス
本令ニ依リ初メテ區會議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シ市制第二十一條乃至第二十一條ノ五ノ規定ノ準用ニ依リ期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス
本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定施行ノ際大正十五年府縣制中改正法律中議員選舉ニ關スル規定若ハ同年市制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定又ハ同年勅令第三號衆議院議員選舉法施行令未タ施行セラレザル場合又ハ同令ハ本令ノ適用ニ付テハ同規定ニ於テハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

◎市制町村制施行規則

昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十年市制中改正法律又ハ同年町村制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定ノ施行セラレタル市町村ト其ノ未タ施行セラレザル市町村トノ區域ノ境界ニ涉リ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ廢置分合又ハ境界變更ニ係ル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ昭和九年勅令第三百二十五號ハ本令ノ適用ニ付テハ本令ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス
本令ニ依リ初メテ市制第六條ノ市ノ區區會議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ內務大臣ニ於テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス
本令ノ施行セラレザル市制第六條ノ市ノ區ト其ノ未タ施行セラレザル市ノ區トノ區域ノ境界ニ涉リ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ廢置分合又ハ境界變更

ニ係ル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依リ
昭和十年市制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定及本令中公民權及市町村會議員選舉ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市ノ區區會議員選舉ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ本令中區會議員選舉ニ關スル規定ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス
附則 (昭和十四年二月) (勅令第三百四十四號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則 (昭和十五年四月) (勅令第二百三十四號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十四年度分以前ノ市町村稅及昭和十五年三月三十一日以前ニ徵收ノ告知アリタル使用料ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ此ノ場合ニ於テ地方稅法ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ依リ

附則 (昭和二年三月) (勅令第三十八號)
本令ハ昭和二年分ヨリ之ヲ適用ス
附則 (昭和三年十一月) (勅令第二百六十號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和二年勅令第二百六十九號北海道一級町村制中公民權及議員選舉ニ關スル規定ノ未タ施行セラレザル一級町村ノ區域ノ境界ニ涉リ市ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ異動アリタル地域ニ係ル市會議員選舉人名簿ニ付テハ第七十四條第二項乃至第五項ノ例ニ依リ
附則 (昭和四年六月) (勅令百八十六號)
本令ハ昭和四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則 (昭和六年八月) (勅令第二百十二號)
本令ハ昭和六年分ヨリ之ヲ適用ス
附則 (昭和八年十月) (勅令第八十號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則 (昭和十年七月) (勅令第七十五號)
本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ其ノ他ノ規定ハ

Table with columns for year and month, listing dates from 1915 to 1925. The table lists specific dates for the implementation of various laws and regulations, such as '昭和十五年六月十四日' and '昭和十四年四月'.

第一章 市町村會議員ノ選舉
第一條 市制町村制ニ規定セル市町村ノ人口ハ內閣ニ於テ官報ヲ以テ公示シタル最近ノ人口ニ依リテ市區町村ノ廢置分合、境界變更ヲ爲シ又ハ所屬未定地ヲ市區町村ノ區域ニ編入シタルトキハ關係市區町村ノ人口ハ左ノ區別ニ依リ府縣知事ノ告示シタル人口ニ依リ但シ市區町村ノ境界變更又ハ所屬未定地編入ノ地域ニ現住者ナキトキハ此ノ限ニ在ラス
一 市區町村若ハ數市區町村ノ全部ノ區域ヲ以テ一市區町村ヲ置キタル場合又ハ一市區町村若

附錄 市制及關係法令

ハ數市區町村ノ全部ノ區域ヲ他ノ市區町村ノ區域ニ編入シタル場合ニ於テハ關係市區町村ノ人口又ハ之ヲ集計シタルモノノ前號以外ノ場合ニ於テハ當該市區町村ノ人口ノ廢置分合又ハ境界アリタル日ノ現在ニ依リ府縣知事ノ調査シタル人口ニ按分シテ算出シタル當該地域ノ人口又ハ其ノ人口ヲ集計シタルモノノ人口ニ加算シ若ハ關係市區町村ノ人口ヨリ控除シタルモノノ人口ニ加算シタルモノノ

ノ公示ニ係ル人口ヲ基礎トシ前項ノ規定ニ依リ算出シタルモノシタル場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ハ市區町村ノ境界確定シタル場合ニ之ヲ準用ス
前三項ノ人口中ニハ監獄内ニ在リタル人員ヲ含マズ
第二條 市町村長(市制第六條ノ市町村長)ハ投票分會長(又ハ開票分會長)ヲ選任シタルトキハ開票分會長(又ハ投票分會長)又ハ開票分會長(又ハ投票分會長)ニ通知スヘシ
第三條 市町村長(市制第六條ノ市町村長)必要アリト認ムルトキハ選舉會場入場券(又ハ投票分會場入場券)ヲ交付スルコトヲ得(昭和四年一月內務省令第一號改正)
第四條 投票記載ノ場所ニ選舉人ノ投票ヲ親ヒ又ハ投票ノ交換ノ他不正ノ手段ヲ用フコト能ハサラシムル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ各別ニ鎖鑰ヲ設クヘシ
第六條 選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票ヲ爲サシムルニ先チ選舉會場(又ハ投票分會場)ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シタル後內蓋ヲ鎖スヘシ
第七條 選舉長(又ハ投票分會長)ハ選舉立會人(又ハ投票分會長)ノ面前ニ於テ選舉人名簿(又ハ選舉人名簿ノ抄本)ニ對照シタル後投票用紙(假ニ投票ヲ爲サシムルニ對シテ併セテ封筒)ヲ交付スヘシ
第八條 選舉人誤リテ投票ノ用紙又ハ封筒ヲ汚損シタルトキハ其ノ引換ヲ請求スルコトヲ得
第九條 投票ハ選舉長(又ハ投票分會長)及選舉立會人(又ハ投票立會人)ノ面前ニ於テ選舉人自ラ之ヲ投票スヘシ
第十條 選舉人選舉前選舉會場(又ハ投票分會場)外ニ退出シ又ハ退

五〇

出ラ命セラレタルトキハ選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票用紙(交付シタル封筒アルトキハ併セテ封筒)ヲ返付セシムヘシ
第十一條 投票ヲ終リタルトキハ選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票函ノ內蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖シ其ノ內蓋ノ鑰ハ選舉立會人(投票分會長)ニ於テハ投票函ヲ送致スヘキ投票立會人)之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ選舉長(又ハ投票分會長)之ヲ保管スヘシ
第十二條 投票函ハ其ノ閉鎖後選舉長(又ハ開票分會長)ニ送致ノ爲ノ外之ヲ會場外ニ搬出スルコトヲ得ス
第十三條 投票ヲ點檢スルトキハ選舉長ハ選舉會ノ事務ニ從事スル者二人ヲシテ各別ニ同一議員候補者又ハ同一被選舉人ノ得票數ヲ計算セシムヘシ(昭和十年七月內務省令第三十九號本號改正)
第十四條 前條ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ各議員候補者又ハ各被

選舉人ノ得票數ヲ朗讀スヘシ(同上本條改正)
第十五條 前二條ノ規定ハ開票分會場ヲ設ケタル場合ニ於ケル開票ニ之ヲ準用ス
開票分會場ヲ設ケタル場合ニ於テハ選舉長ハ自ラ開票ヲ行ヒタル部分ニ付各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀シタル後開票分會場ニ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀シ終リニ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀スヘシ(同上本條改正)
第十六條 選舉長(又ハ開票分會長)ハ投票ノ有效無效ヲ區別シ各之ヲ封筒ニ入レ二人以上ノ選舉立會人(又ハ開票立會人)ト共ニ封印ヲ施スヘシ
受理スヘカラスト決定シタル投票ハ其ノ封筒ヲ開被セテ前項ノ例ニ依リ封印ヲ施スヘシ
第十七條 市會議員選舉ニ關スル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ議員候補者タル

ヘキ者ノ氏名、職業、住所及生年月日(推薦届出ノ場合ニ於テハ併セテ推薦届出者ノ氏名、住所及生年月日)ヲ記載シ且市制二十二條ノ三第一項ノ供託ヲ爲シタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添付スヘシ(昭和十年七月內務省令第三十九號本號改正)
議員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲選舉ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載スヘシ
第十八條 市會議員選舉ニ付開票分會場ヲ設ケタルトキハ市長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ豫メ議員候補者ノ氏名、職業、住所、生年月日其ノ他必要ナル事項ヲ當該開票分會長ニ通知スヘシ議員候補者議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ又ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキ亦同シ(同上本條改正)
第十八條ノ二 市會議員選舉ニ關スル議員候補者ノ届出若ハ推薦届出

五一

又ハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出ヲ受理シタルトキハ市長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ直ニ其ノ受理ノ年月日時ヲ届出書ノ餘白ニ記載スヘシ(同上本條追加)

第十八條ノ三 市會議員選舉ニ於ケル議員候補者選舉ノ期日前十一日迄ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ、選舉ノ期日ニ於ケル投票時間開始迄ニ死亡シタルトキ若ハ被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ又ハ選舉ノ全部無効ト爲リタルトキハ直ニ市制第二十二條ノ三第一項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

議員候補者ノ得票數市制第二十二條ノ三第二項ノ規定ニ該當セザルモノナルトキ又ハ議員候補者同法第三十條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ選舉及當選ノ效力確定後直ニ同法第法第二十二條ノ三第一項ノ供託物ノ還付

ヲ請求スルコトヲ得(同上)

第十八條ノ四 市會議員選舉ニ關スル立會人タルヘキ者ノ届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ立會人タルヘキ者ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ且本人ノ承諾書ヲ添附スヘシ(同上)

第十九條 點字投票ナル旨ノ印ハ投票用紙及封筒ノ表面ニ之ヲ押捺スヘシ

第二十條 市町村會議員選舉人名簿及其ノ抄本ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二十一條 選舉、投票、市制町村制施行令第二十八條第一項ノ類末書及開票録並ニ市制町村制施行令第二十四條第一項ノ規定ニ依リ證明書ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ(同上本條改正)

第二十二條 市會議員選舉ニ關スル立會人タルヘキ者ノ届出書及之ニ添附スヘキ承諾書、議員候補者ノ届出書又ハ推薦届出書並ニ議員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出

書ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ(同上)

第二章 市町村吏員ノ事務

第二十三條 市町村長更迭ノ場合ニ於テハ前任者ハ退職ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ擔任スル事務ヲ後任者ニ引繼クヘシ、後任者ニ引繼クコトヲ得サル事情アルトキハ之ヲ助役ニ引繼クヘシ、此ノ場合ニ於テハ助役ハ後任者ニ引繼クコトヲ得ルニ至リタルトキハ直ニ後任者ニ引繼クヘシ

前項引繼ノ場合ニ於テハ書類帳簿及財産ノ目録ヲ調製シ處分未済若ハ未著手又ハ將來企畫スヘキ見込ノ事項ニ付テハ其ノ順序方法及意見ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條 助役退職ノ場合ニ於テ其ノ分掌事務アルトキハ之ヲ市町村長ニ引繼クヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用ス

第二十五條 收入役更迭ノ場合ニ於テハ前任者ハ退職ノ日ヨリ十日以

内ニ其ノ擔任スル事務ヲ後任者ニ引繼クヘシ、後任者ニ引繼クコトヲ得サル事情アルトキハ之ヲ副收入役又ハ收入役代理者ニ引繼クヘシ、此ノ場合ニ於テハ副收入役又ハ收入役代理者ハ後任者ニ引繼クコトヲ得ルニ至リタルトキハ直ニ之ヲ後任者ニ引繼クヘシ

前項引繼ノ場合ニ於テハ現金書類帳簿其ノ他ノ物件ニ付テハ各目録ヲ調製シ仍現金ニ付テハ各帳簿ニ對照シタル明細書ヲ添附シ帳簿ニ付テハ事務引繼ノ日ニ於テ最終記帳ノ次ニ合計高及年月日ヲ記入シ且引繼ヲ爲ス者及引繼ヲ受クル者之ニ連署スヘシ

第二十六條 副收入役退職ノ場合ニ於テ其ノ分掌事務アルトキハ之ヲ收入役ニ引繼クヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用ス

第二十七條 第二十三條第二項、第二十四條第二項、第二十五條第二項及前條第二項ノ規定ニ依リ調製

スヘキ書類帳簿及財産ノ目録ハ現ニ設備セル目録又ハ臺帳ニ依リテ引繼ヲ爲ストキノ現在ヲ確認シ得ル場合ニ於テハ之ヲ以テ充用スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其旨引繼書ニ記載スヘシ

第二十八條 第二十三條又ハ第二十五條乃至前條ノ規定ハ市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ノ區長若ハ區收入役ノ更迭又ハ分掌事務アル區副收入役ノ退職ノ場合ニ、第二十四條及前條ノ規定ハ分掌事務アル市町村區長ノ退職ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 市町村ノ廢置分合ニ依リ新ニ市町村ヲ置キタル場合ニ於テハ前市町村ノ吏員ノ擔任スル事務ハ之ヲ市町村長、收入役又ハ市町村長ノ臨時代理者若ハ職務管掌ノ官吏ニ引繼クヘシ、市町村ノ境界變更アリタルトキ亦同シ

第二十三條乃至第二十七條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用ス

第三十條 第二十三條乃至前條ノ場

合ニ於テ所定ノ期間内ニ引繼ヲ了スルコトヲ得サルトキハ其ノ事由ヲ具シ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

第三十一條 第二十三條乃至第二十九條ノ場合ニ於テ引繼ヲ拒ミタル者ニ對シテハ府縣知事ハ二十五圓以下ノ過料ヲ科スルコトヲ得、其ノ故ナク引繼ヲ遲延シタルカ爲市町村長ニ於テ期日ヲ指定シテ催告ヲ爲シ仍之ニ應セサル者ニ付亦同シ

第三十二條 第二十三條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村吏員ノ事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ府縣知事ノ之ヲ定ム

第三章 市町村ノ財務

第三十三條 市町村稅其ノ他一切ノ收入ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歳出ハ豫算ニ編入スヘシ

第三十四條 各年度ニ於テ決定シタル歲入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ歲入ニ充ツルコトヲ得ス

第三十五條 歲入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

附錄 市制及關係法令

一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
 二 定期ニ賦課スルコトヲ得サルカ爲特ニ納期ヲ定メタル收入ハ臨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發スルモノハ令書又ハ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度
 三 臨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ市町村債、交付金、補助金、寄附金、請負金、償還金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ收入ヲ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其ノ豫算ノ屬スル年度
 第三十六條 歲出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル
 一 費用辨償、報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料其ノ他ノ給與備入料ノ類ハ其ノ支給スヘキ事實ノ生シタル時ノ屬スル年度但シ

別ニ定マリタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度
 二 通信運搬費、土木建築費其ノ他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル時ノ屬スル年度但シ契約ニ依リ定メタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度
 三 市町村債ノ元利金ニシテ支拂期日ノ定アルモノハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度
 四 供進金、補助金、寄附金、負擔金ノ類ハ其ノ支拂ヲ豫算シタル年度(昭和九年七月十六號改正)
 五 缺損補填ハ其ノ補填ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度
 六 前各號ニ掲ケルモノヲ除クノ外ハ總テ支拂命令ヲ發シタル日ノ屬スル年度
 第三十七條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スヘシ但シ市町村條例ノ規定又ハ市町村會ノ議決ニ依リ剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ編入スル

五四

場合ニ於テハ繰越ヲ要セス之カ支出ヲ爲スコトヲ得
 第三十八條 市町村稅ハ徵稅令書ニ依リ夫役現品ハ賦課令書ニ依リ負擔金、使用料手數料、加入金、分擔金、過料過意金及物件ノ賃貸料ノ類ハ納額告知書ニ依リ之ヲ徵收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ收入スヘシ但シ地方稅法第三十五條又ハ第四十二條ノ規定ニ依リ徵收スル市町村稅及急迫ノ場合ニ賦課スル夫役現品ハ納額告知書又ハ納付書ニ依リ難キモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 (昭和十五年四月内務省令第十二號改正)
 第三十九條 支出ハ債主ニ對スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十條 左ノ經費ニ付テハ市町村吏員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該吏員ニ前渡スルコトヲ得
 一 市町村債ノ元利支拂
 二 外國ニ於テ物品ヲ購入スル爲

必要ナル經費
 三 市町村外遠隔ノ地ニ於テ支拂ヲ爲ス經費
 特別ノ必要アルトキハ前項ノ資金前渡ハ市町村吏員以外ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得
 第四十一條 旅費及訴訟費用ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得
 第四十二條 前二條ニ掲ケルモノノ外必要アルトキハ市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ資金前渡又概算拂ヲ爲スコトヲ得
 第四十三條 前金支拂ニ非サレハ購入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノニ付テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得
 第四十四條 歲入ノ課納過納ト爲リタル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタル歲入ヨリ支拂フヘシ
 歲出ノ課納過納ト爲リタル金額、資金前渡、概算拂、前金拂及繰替拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入スヘシ
 第四十五條 出納閉鎖後ノ收入支出ハ之ヲ現年度ノ歲入歲出ト爲スヘ

シ前條ノ拂戻金戻入金ノ出納閉鎖後ニ係ルモノ亦同シ
 第四十六條 繼續費ハ毎年度ノ支拂殘額ヲ繼續年度ノ終リ迄遞次繰越使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村長ハ翌年度四月三十日迄ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市參事會ニ町村ニ在リテハ町村會ニ報告スヘシ(昭和五年五月内務省令第二十一號改正)
 第四十七條 歲入歲出豫算ハ必要アルトキハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ別ツヘシ
 歲入歲出豫算ハ之ヲ款項ニ區分スヘシ
 第四十八條 歲入歲出豫算ニハ豫算說明ヲ附スヘシ
 第四十九條 特別會計ニ屬スル歲入歲出ハ別ニ其ノ豫算ヲ調製スヘシ
 第五十條 市町村歲入歲出豫算ハ別記市町村歲入歲出豫算様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
 第五十一條 繼續費ノ年期及支出方

法ハ別記繼續費ノ年期及支出方法様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
 第五十二條 豫算ハ會計年度經過後ニ於テ更正又ハ追加ヲ爲スコトヲ得ス
 第五十三條 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス
 豫算各項ノ金額ハ市町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得
 第五十四條 決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ左ノ事項ノ計算ヲ明記シタル說明ヲ附スヘシ(昭和五年内務省令第二十一號改正)
 歲入ノ部
 歲入豫算額
 繼續費繰越財源豫定額
 調定済歲入額
 收入済歲入額
 不納賦損額
 收入未済歲入額
 歲出ノ部
 歲出豫算額
 豫算決定後增加歲出額

五五

市制町村制施行規則

附錄 市制及關係法令

支出歳出額

第五十五條 會計年度經過後ニ至リ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラザルトキハ府縣知事ノ許可ヲ得テ翌年度ノ歳入ヲ繰上ケ之ニ充用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ充用ニ要スル額ヲ翌年度ノ歳入歳出豫算ニ編入ス(同上)

シテ責任ヲ有ス

第六十一條 市町村ハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ヨリ擔保ヲ徵スヘシ、其ノ種類、價格及程度ニ關シテハ市町村會ノ議決ヲ經テ市町村長之ヲ定ム

五六

事ノ許可ヲ得テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第六十六條 第三十三條乃至第五十五條及前條ノ規定ハ市町村ノ一部ニ之ヲ準用ス

從前ノ規定ニ依ル手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本令中市町村會議員選舉ニ關スル規定ハ第六十七條ノ規定ノ適用ニ付テハ同條ノ改正規定ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

ハ認可ヲ受ケシメサルコトヲ得

◎六大都市行政監督特例

第六十條 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ現金ノ出納保管ニ付市町村ニ對シテ責任ヲ有ス

第六十五條 第三十三條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ受テタルコトヲ得

本令中市町村會議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ、財務ニ關スル規定ハ大正十六年度分ヨリ、其ノ他ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

六大都市行政監督特例

五七

- 市價ニ關スルコト但シ借入金ヲ以テ償還スルモノヲ除ク(同上)
 - 三 地方税法第五十九條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ要スル事項(昭和十五年四月勅令第二百三十五號追加)
 - 四 大正十年勅令第三百三十一號第二號ニ規定スル水道ノ改築又ハ増築(昭和十年三月勅令第二十六號本號乃至第五條追加)
 - 五 不良住宅地區改良法第八條ノ規定ニ依リ住宅ノ管理方法ヲ定ムルコト
 - 六 公益質屋法第四條但書ノ規定ニ依リ同條ニ定ムル制限ヲ超エテ貸付スルコト
- 附則 本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年勅令四百二十四號ハ之ヲ廢止ス
- 附則 (昭和十五年四月勅令第二百三十五號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、市政關係參考文獻一覽表

書名	著編譯者名	刊行所名
地方自治制講話	挾間茂	帝國地方行政學會
地方自治の研究	安井英二	良書普及會
自治政策	入江俊郎	雄風會館
地方自治の本質	渡邊宗太郎	弘文堂
地方自治制の研究(一)	同	有斐閣
自治制度論(政治學全集第九卷)	同	日本評論社
地方自治制(新法學全集第五卷)	宇賀田順三	同
同 (現代法學全集第三卷)	杉村章三	同
立憲自治の本義	宇賀田順三	清水書店
地方自治の基本問題(行政法研究一)	同	同
自治制度改革と特別市制問題(行政法研究二)	同	同
英國自治制度の研究	小川市太郎	大阪商大經濟研究所
アメリカ自治制度の研究	弓家七郎	市政調查會
自治五十年史(制度篇)	市政調査會	同
市制町村制逐條示解	五十嵐鐵三郎、外二氏	自治會館
逐條市制、町村制提義	入江俊郎、古井喜實	良書普及會

附 録

●都市問題パンフレット

大都市制度論(都市問題パンフレットNo.1)	池田 宏、次田大三郎	市政調査會
大都市問題と市町村の統合(同)	池田 宏	同
東京都制問題小史觀(同)	近 藤 操	同
都市制度論(同)	關 千 一	同
東京都制案要綱に就て(同)	坂 秋 茂	同
市制及府縣制改正要綱大意(同)	扶 間 千 茂	同
都市問題自(第一卷至第三十一卷)	自治研究同人會	同
自治研究全集(自第一卷至第十六卷)	自治研究同人會	同
地方行政論	良書普及會	同
都市公論	帝國地方行政學會	同
都市研究	都市研究會	同
大阪	大阪都市協會	同
調査資料	市政調査會	同
米國に於ける市政調査(市政調査資料第十三輯)	市政調査會	同
英國自治制度の特質(同)	市政調査會	同
英國自治制度の諸案(同)	市政調査會	同
東京都制に關する諸案(同)	市政調査會	同
市政に於ける委員會制度及支配人制	市政調査會	同
英國自治制度の歴史的考察(同)	市政調査會	同

●都市問題の基礎知識

英國現行の市制と市政(同)	第二十輯	菊池 慎三	市政調査會
帝國地方行政發達史論(同)	第二輯	同	同
都市問題概説(市政の基礎知識第一輯)	第一輯	弓家 七郎	市政調査會
地方自治の沿革(同)	第二輯	龜井 川 浩	同
東京都制問題(同)	第五輯	同	同
都市の人口(同)	第六輯	同	同
市制の大要(同)	第七輯	龜井 川 浩	同

(註) 政治、經濟、法律社會各方面に於ける市政研究上の一般的參考書を收載し特殊研究に關するものは之を省略した。

三、紙の仕上寸法

統一された紙形の齎す構成美、用紙節約、並事務能率増進の一石三鳥を狙ひ制定された日本標準規格
 (昭和六年二月十日商工省告示)は本年一月一日より實施の運びとなつた。

此の規格に依れば紙形はA列とB列との二つに分れ大きさは夫々零號から十二號までに區別される。

▲A列は一平方米の大きさを零號とし其の半截を一號とする。

▲B列は一・五平方米を零號とし其の半截を一號とする。而して此の規格は書籍、雑誌のみならず便箋、雜記帳、株券、商品切手、辭令、褒狀、證書其他一般事務用品にまで及ぼされて居る。

例へば書籍の規格は▲A列4號(菊倍判)▲B列5號(四六倍判)▲A列5號(菊判)▲B列6號(四六判)▲A列6號(菊半截判)

の五種に事務用便箋はB列五號の一種に夫々限定されたのである。

(紙の仕上寸法)
 單位 m. m.

列 番號	A	B
0	841 × 1189	1030 × 1456
1	594 × 841	728 × 1030
2	420 × 594	515 × 728
3	297 × 420	364 × 515
4	210 × 297	257 × 364
5	148 × 210	182 × 257
6	105 × 148	128 × 182
7	74 × 105	91 × 128
8	52 × 74	64 × 91
9	37 × 52	45 × 64
10	26 × 37	32 × 45
11	18 × 26	22 × 32
12	13 × 18	16 × 22

(註)

1. 本表ハ書籍、雜誌、證券、事務用紙、圖面、便箋等ノ仕上寸法ニ之ヲ適用ス
2. 特ニ細長キ寸法ヲ必要トスル場合ニハ長手ニ半截四截等ニシタル寸法ヲ用フ
3. 複寫簿ノ如ク紙片ヲ切取ルモノニアリテハ其ノ切取ルベキ紙片ノ大キサヲ仕上寸法トス
4. 裝釘シタル書物ニアリテハ表紙ノ大キサヲ仕上寸法トス

事務用紙仕上寸法實施ニ就テ

- 書簡用紙=ハ通信=用ヒラル、用紙ノ外一般=用ヒラレル罫紙
文案用紙、邦文タイプライター用紙等ヲ含ム
- 書簡用紙ノ綴部ノ標準寸法ハ次ノ通リトス
イ 綴代 25—30m.m.
ロ 綴側ノ紙縁ヨリ綴孔中心マデノ距離 12—15m.m.
ハ 綴孔ノ徑 5—5.5m.m.
ニ 綴孔ノ中心間ノ距離 80m.m.
- 書簡用紙ノ行幅ハ約10mmトシ行數及餘白ハ適宜之ヲ定ムルヲ可トス
- 國債、地方債、社債ノ各證券中
利札券アルモノハ A3 B4 A4 ヲ用ヒ
利札券ナキモノハ B5 ヲ用フ
- 帳簿=在リテハ表紙ノ大キサヲ仕上寸法トス
- ルーズリーフ=在リテハリーフノ大キサヲ仕上寸法トス
- 領收證=シテ控付ノモノハ領收證ノ各仕上寸法ノ外=控紙トシテ各仕上寸法ノ長邊三載=相當スルモノヲ加フ

事務用封筒寸法

種別	寸法					原紙ヨリノ截取數
	巾	長	折返シ上	折返シ下	糊代	
角型1號	287	382	45	20	20	4
角型2號	240	332	45	20	20	5
角型3號	216	277	40	20	15	4(角型5號ト取合)
角型4號	190	240	35	20	15	9
角型5號	142	205	35	20	12	6(角型3號ト取合)
角型6號	120	170	—	—	—	20
角型7號	97	145	—	—	—	30
長型1號	142	332	45	20	12	9
長型2號	119	287	40	20	12	10
長型3號	94	250	30	18	12	18
長型4號	84	205	20	15	10	25

備考 本表ノ封筒ハ商工省工業品規格統一調査會ノ決定ニ係ル紙ノ仕上寸法(日本標準規格第92號)=依ル各種ノ用紙ヲ容ル、ニ適當ナルモノナリ

事務用紙仕上單位 m.m.

	A0	A1	A2	B3	A3	B4	A4	B5	A5	B6	A6
	841	594	420	364	297	257	210	182	148	128	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	1189	841	594	515	420	364	297	257	210	182	
1書簡用紙								B5			
2歐文タイプライター用紙							A4				
3雜記帳									A5	B6	
4ノートブック							A4	B5	A5	B6	
5國債、地方債、社債ノ各證券					A3	B4	A4	B5			
6帳簿(ルーズリーフヲ含)						B4	A4	B5	A5	B6	
7領收證								B5	A5	B6	A6
8計算用紙						B4	A4	B5	A5	B6	
9契約書							A4	B5			
10見積書注文書送狀、請求書							A4	B5	A5	B6	A6
11書籍							A4	B5	A5	B6	A6
12雜誌							A4	B5	A5	B6	
13辭令用紙							A4	B5			
14褒狀				B3	A3	B4	A4				
15圖書用紙		A1	A2		A3		A4		A5		
16方眼紙		A1	A2		A3		A4				
17透寫紙	A0	A1	A2		A3		A4				
18製圖用紙	A0	A1	A2		A3		A4				

備考

- 褒狀=ハ賞狀、表彰狀、感謝狀等ト稱セラレ、モノヲ含ム
- 方眼紙ハ普通1耗目トシ其ノ罫寸法ハ次ノ通リトスルヲ可トス
A1 ノモノ=在リテハ550mm×750mm
A2 ノモノ=在リテハ350mm×550mm
A3 ノモノ=在リテハ250mm×350mm
A4 ノモノ=在リテハ180mm×250mm

四、印刷に就て

六八

事務上印刷を利用する場合は極めて多い。一切の事務用帳簿、傳票、圖表、統計表、宣傳文書其他枚舉に遑ない程である。従つて事務處理の正確比と能率比には印刷の知識を必要とする。

印刷の種別 印刷の方法は種々あるが、原版の型式によつて三種に區別される。

- ① 凸版印刷——印刷されるべき部分が突出して居る原版を用ひ、其の部分に、インキをつけ、それが紙面に移されることによつて印刷が行はれるものである。我が國に古くからある木版印刷や活版印刷はその代表的なものである。
- ② 凹版印刷——印刷されるべき部分が凹んで居り、この凹みにインキが残つてそれが紙面に移されて印刷されるもので、インキは初め版面全體に塗られ夫れをナイフで拭きとることに依つて版の凹所に残るのである。代表的なものにグラビヤがある。所謂グラフと稱するものは大部分がこの印刷様式によつて居る。
- ③ 平版印刷——石版印刷、オフセット印刷、及コロタイプ印刷などがその代表的なものである。
- ④ 活版印刷——活版印刷では一字一字の活字を組合せその間に罫線や符號を組込んで指定の版を作りそれで印刷する。印刷し終れば版を解いて活字や符號をケースに戻し幾度も活用する。即ち活字、活版と呼ばれる所以である。版を組む爲に原稿を見ながら活字を集めることを文撰といひ、

其の活字を基とし罫線や符號をあしらつて版を組むことを組版といふ。

原稿の作り方の巧拙によつて文撰組版の能力が著しく相違するものである。完全な原稿を作るには先づ活字の種類大きさを知る必要がある。

活字の話!!

今日普通に使用する合金活字は西曆一四五〇年グーテンベルヒの發明に係り我國に於ては安政年間長崎の本木昌造なる人が當時歐文印刷に用ひられたスモークパイカといふ活字に模して漢字の鑄造を始めたのを嚆矢とする。合金活字の成分は鉛と錫とアンチモニーより成りその割合は凡そ鉛七十%錫五%アンチモニー二十五%である。

鉛は活字に延性を與へ、アンチモニーは堅さを加へ、又錫は強さを増し且つ字面を滑らかにするものである。活字の大きさは號を以てよぶのを舊號活字といひ大小九種ある。その最も大きいものを初號といひ以下一號それより小さいものに六號、七號から八號迄順次小さくなつてゐる。その大きさの關係を面積でいふと五號が七號の四倍、二號が五號の四倍となつてゐる。之に對して國際的に標準規格となつてゐるポイント制の活字がある。これは活字の大きさをポイントで表はしたもので一ポイントは七十二分の一インチである。故に九ポイントの活字は七十二分の九インチであり、九ポイントの活字を八字ならべると一インチの長さになる譯である。

六九

神戸市役所 (初 號)
神戸市役所 (一 號)
神戸市役所 (二 號)
神戸市役所 (三 號)
神戸市役所 (四 號)
神戸市役所 (五 號)
神戸市役所 (九ポイント)
神戸市役所 (六ポイント)
神戸市役所 (七 號)

活字の書體

最も普通に使用されるのは明朝とゴシックである。とくに指定せぬ原稿は明朝で組むことになつてゐる。ゴシックにする文字には「ゴシ」と赤字で指定すればよい。

その他楷書、隸書、行書、宋朝、南海堂、フアンテル、丸ゴシックなどがあるが一般の印刷所で容易に使える字體は明朝、ゴシック、楷書、宋朝くらいである。

いはゆる歐文活字は字数が少くて、容易に好みに應じた書體を作る事が出来るので一定した字體がないといつてよい。

神戸市役所 (角吳竹)
神戸市役所 (楷書)
神戸市役所 (明朝)
神戸市役所 (宋朝)
神戸市役所 (丸吳竹)

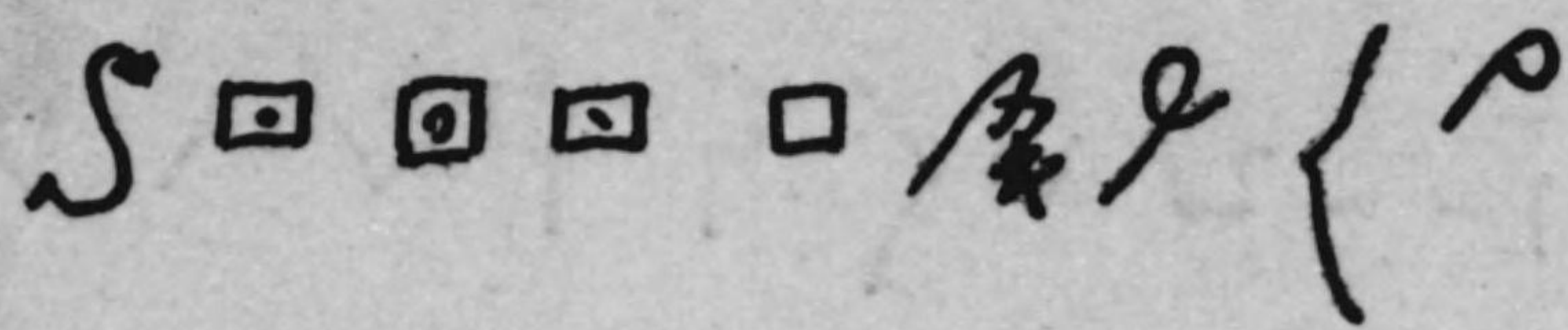
五號五分アキ	神戸市執務提要
五號四分アキ	神戸市執務提要
五號三分アキ	神戸市執務提要
五號二分アキ	神戸市執務提要
五號全角アキ	神戸市執務提要
五號二倍アキ	神戸市執務提要

校正の話!!

印刷所で原稿によつて指定通りの組版が終ると校正刷といふものを作つて原稿と共に送つて来る。之を初校といふ。之によつて活字の誤植を正し原稿の誤記に基く缺陷を補正した上で今一度校正を見たときは要再校と朱書して印刷所に戻し原稿は手許に残しておく。斯うして得心の行く迄三校四校と進め訂正ヶ所がなくなれば校正刷に校了と朱書して返す。訂正ヶ所が三四ヶ所しかないときは印刷所で責任をもつて校正せしめること、しこの場合は責了又は責任校了と朱書して返す。校了又は責任校了となつたものは印刷にかゝる譯である。

斯く校正は印刷の出来榮えに重大な影響をもたらすものであるから之に當る者は印刷活字の知識、國語の素養及び凡ゆる常識を必要とし然も校正に當つては綿密なる注意と周到なる努力とを拂ふべきである。

ある。即ち、校正は普通赤インキで行ふのが原則である。而して校正には一般に次の如き記號を使用する。即ち校正記號である。



- 文字を入れよ
- 文字を入れよ
- 横又は逆字を正せ
- 取り去れ(又キ)
- 一字あけよ(二字は□□、三字は□□□)
- 讀點を入れよ
- 句點を入れよ
- 字間に・を入れよ
- 字を割れよ(縦を横に)

∟ T ㄥ ㄣ ㄣ < ㄣ ㄣ ✓ 、 ㄣ

- インテルを入れよ
- 注意せよ
- 込物を下げよ
- 左に移せ
- 右に移せ
- 字間をあけよ
- 字間を詰めよ
- 字を下げよ
- 字を上げよ
- 字を繰り上げよ
- 字を繰り下げよ

ボ[”] イキ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ ㄣ

- 位置をかへよ
- 位置をかへよ
- 字句や文章を続けよ
- 前行に文字を送れ
- 後行に文字を送れ
- 段落にせよ
- 別行にせよ
- 消し違ひ、そのままよし
- 組版をくづしてよし

(調査課 小川壯一)

昭和十六年五月二十日印刷
昭和十六年五月二十四日發行

編輯者 神 戶 市 役 所

神戶市神戶區江戸町百貳番
田中印刷出版株式會社

印刷者 代表者 田 中 守 一

905
201

